

茅ヶ崎中学校第二方面校 開校準備委員会ニュース

第 3 号

平成19年6月14日

発行:茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会事務局

第 3 回開校準備委員会 開催

☆平成19年5月24日(金)14時から

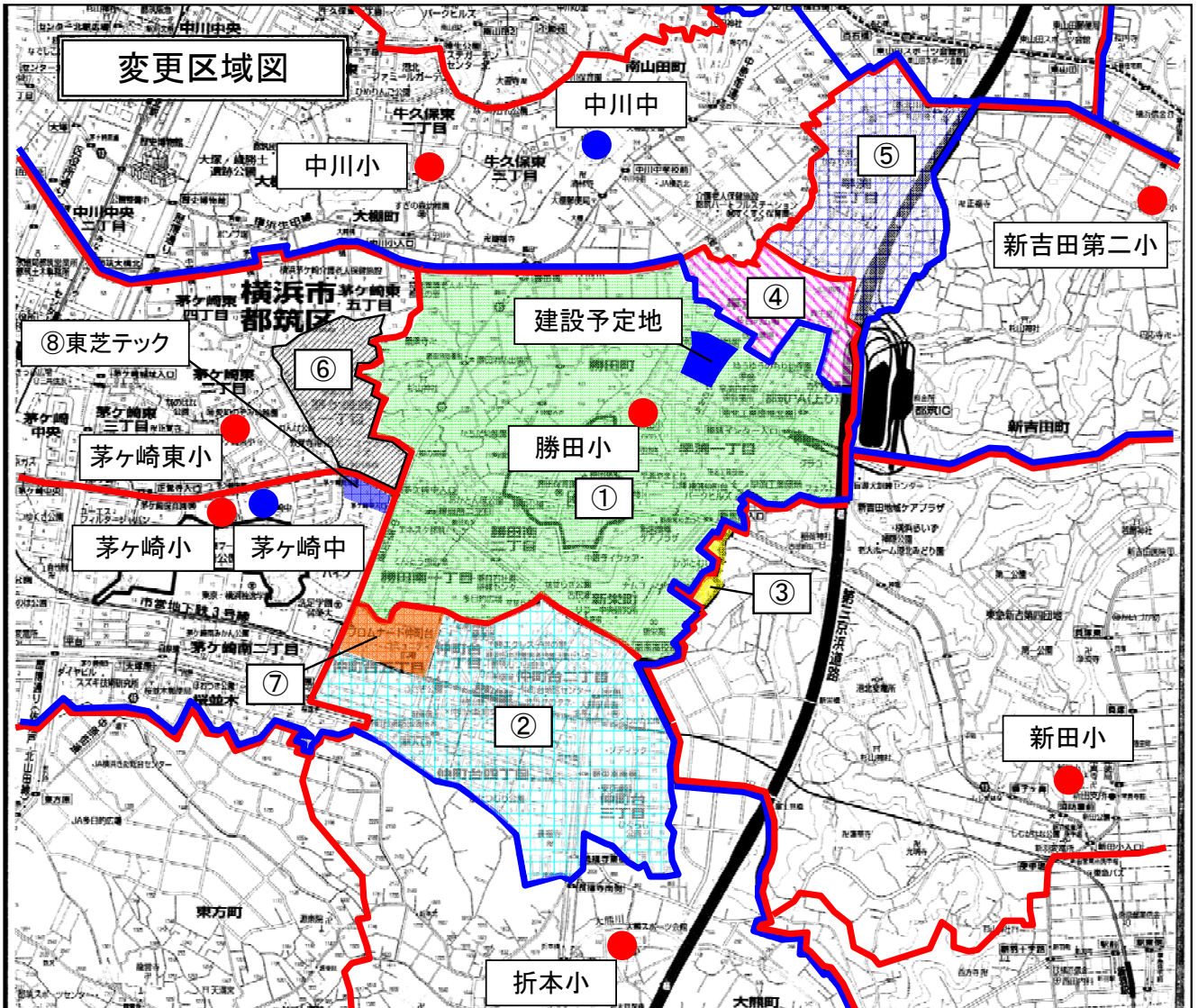
☆勝田小学校コミュニティハウスにて

今回の説明・協議内容等

- 1 通学区域変更最終案の確定について
- 2 学校名の決定方法について
- 3 開校準備委員会に寄せられた主なご意見・ご要望について

前回委員会で方向性の決定した変更案について、最終案を提出し、新設校の通学区域を確定しました。
また、学校名の決定方法について、検討しました。

1 通学区域変更最終案



【設定区域】

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①勝田小学校(茅ヶ崎中区域) ②折本小学校(茅ヶ崎中区域)(プロムナード仲町台除く) ③新栄町(新田小、新羽中区域) ④勝田小学校(中川中区域) ⑤早瀬三丁目(中川中区域) | } | → (H22～)茅ヶ崎中学校第二方面校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑥茅ヶ崎東一丁目 | → | (H22～)特調設定(茅ヶ崎中:第二方面校=50:50)
指定校は茅ヶ崎中のまま、受入校は新校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑦プロムナード仲町台(※) | → | (H22～)茅ヶ崎中学校第二方面校
ただし、平成25年度の中学校1年生までは指定地区外就学により、保護者の申請があれば、茅ヶ崎中学校への入学を許可する。(茅ヶ崎中:第二方面校=100:0) |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑧東芝テック跡地集合住宅 | → | (H22～)茅ヶ崎中学校第二方面校 |

【変更時期】

変更時期は、新設校開校の平成22年4月とし、新設校の生徒は、新設校の通学区域内の中学1年生から3年生までの生徒とする。

ただし、新羽中区域(③部分)及び中川中区域(④、⑤部分)については、平成22年4月の新中学1年生のみを対象とし、平成22年4月の中学2年生及び3年生については、それぞれ新羽中、中川中のままとする。

【区域設定説明及び理由】

- ・①～⑤及び⑧については平成22年度から茅ヶ崎中学校第二方面校へ変更。
- ・⑥茅ヶ崎東一丁目については、指定校は現在の茅ヶ崎中学校のままで、茅ヶ崎中学校第二方面校への特別調整通学区域を設定。
- ・⑦プロムナード仲町台部分については、平成22年度から茅ヶ崎中学校第二方面校へ変更。ただし、指定校を折本小、受入校を茅ヶ崎小とする特別調整通学区域が設定され、大半の児童が茅ヶ崎小に通学しており、そのままでは小学校の同級生と別の中学校に通うこととなるため、新設校整備決定前に入学した平成19年度の小学校1年生までは、茅ヶ崎中学校へも入学できるよう、平成22～25年度の中学校1年生まで指定地区外就学により、保護者の申請があれば、茅ヶ崎中学校への入学を許可すると

【平成26年度以降のプロムナード仲町台】

平成26年度以降であっても、兄弟が茅ヶ崎中学校に通学している場合は、兄弟姉妹関係による指定地区外就学を認める。

【コメント】

第二方面校は適正規模校の範囲内で推移。

茅ヶ崎中学校は適正規模校となり、保有教室数内で推移。

中川中学校は適正規模校として、保有教室数内で推移。

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
第二方面校	生徒数	502	540	578	591	611	602	631	645	636
	学級数	14	15	16	16	17	17	18	18	17
茅ヶ崎中 (24教室)	生徒数	789	818	824	799	803	782	770	727	694
	学級数	21	21	21	21	21	21	20	19	18
中川中 (24教室)	生徒数	620	606	561	548	521	498	475	439	408
	学級数	17	17	16	16	15	14	13	12	12

(平成18年度義務教育人口推計を基に算定。)

※ プロムナード仲町台の平成22～25年度中学校1年生の茅ヶ崎中学校への入学の手続き上の変更理由

特別調整通学区域の設定では、区域全体が対象となり、折本小学校に通学していた児童等も対象として含まれてしまうため、指定地区外就学許可制度により対応することとします。茅ヶ崎中学校を希望すれば、茅ヶ崎中学校に入学できるという点では変更ありません。

【委員会での意見】

☆ 教育委員会としても将来推計については十分注視していくことと思うが、保護者の関心度というものを考え、プロムナード仲町台の時限措置については、将来的にチェックしていくということを入れてほしい。

→ プロムナード仲町台の時限措置の話、それから東芝テック、ライオンズヴィアール港北、それからプロムナード仲町台以外の仲町台、これらは当然のごとく、学区線を未来永劫変えないということではなく、いずれ見直しの余地はあるということです。ただ、何年度になったら変更するということは言えませんが、通学区域については一般的に見直しのスタンスは持っています。小中学校の児童生徒数・学級数がわかる推計がホームページに毎年9月～10月頃に出るので、地域の皆様も注視していただきたいです。(事務局)

☆ 意見を聞いているとデメリットばかり出てきて、新しい学校をつくるメリットが出てきていない。今の茅ヶ崎中学校は、とてもじゃないが満杯で、入学式・卒業式でも在校生の座る席がなく、保護者の席も少ししかない。新設校をつくる意味は教育環境を良くするという目的にあるだろう。その上でメリット・デメリットのバランスを考えていかなければいけない。悪い点ばかり言ってもどうにもならない。距離の問題についても、中学生はもっとタフになるべきだ。安全についてはともかく、多少遠くなくても負担になるまではないと考える。

→ メリットについてですが、新設校は新しい施設整備水準により、少人数指導を行う多目的教室、パソコンルームや教育相談室といった諸室を、普通教室とは別に最初から整備します。ただ校舎が新しいということだけではなく、教室の種類が格段に違います。(事務局)



茅ヶ崎中学校第二方面校の通学区域として決定しました。

教育委員会へ次頁のとおり通学区域に関する意見書を提出しました。

平成 19 年 6 月 11 日

横浜市教育委員会
教育長 押尾 賢一 様

茅ヶ崎中学校第二方面校
開校準備委員会
委員長 安藤 治雄

茅ヶ崎中学校第二方面校新設に伴う通学区域に関する意見書

1 はじめに

当開校準備委員会は、横浜市教育委員会が策定した「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」に基づき、茅ヶ崎中学校第二方面校(以下「新設校」という。)の設置に当たって、次の項目を検討するため、本年3月に設置されました。

- ・通学区域
- ・学校名
- ・通学安全の確保

このうち、まず、通学区域に関する案を取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

2 新設校の整備目的及び通学区域設定に当たっての基本的考え方

新設校の整備目的は、茅ヶ崎中学校の適正規模化、教育環境の改善にあります。よって、この整備目的を最優先に考慮した上で、次の考え方に基づき、新設校の通学区域を設定しました。

- ① 分離新設後の茅ヶ崎中学校を24学級以下とする。
- ② 学区線を明確にするため、原則として茅ヶ崎中学校と茅ヶ崎中学校第二方面校の学区境を中原街道とし、中原街道の西側を茅ヶ崎中学校の学区、東側を茅ヶ崎中学校第二方面校の学区とする。
- ③ 今後開発により生徒数が増加すると思われる地域を新設校の学区に編入する。

3 通学区域

新設校の通学区域は次のとおりとする。

- ・勝田小学校通学区域の一部(茅ヶ崎中学校通学区域)→図中①部分
- ・折本小学校通学区域の一部(茅ヶ崎中学校通学区域)→図中②部分
- ・新田小学校通学区域の一部(新羽中学校通学区域)→図中③部分
- ・勝田小学校通学区域の一部(中川中学校通学区域)→図中④部分
- ・新吉田第二小学校通学区域の一部(中川中学校通学区域)→図中⑤部分
- ・プロムナード仲町台(茅ヶ崎中学校通学区域、仲町台五丁目7番)→図中⑦部分
- ・茅ヶ崎小学校通学区域の一部(茅ヶ崎中学校通学区域、東芝テック跡地に建設予定の集合住宅)→図中⑧部分

4 特別調整通学区域の設定について

次のエリアを特別調整通学区域として設定する。

- ・茅ヶ崎東一丁目(図中⑥部分)については、指定校を茅ヶ崎中学校、受入校を新設校とする。

5 設定時期及び対象とする生徒

設定時期は、茅ヶ崎中学校第二方面校開校の平成22年4月とし、新設校の生徒は、茅ヶ崎中学校の適正規模化及び新設校の円滑な学校運営を図るため、新設校の通学区域内の中学校1年生から3年生までの生徒とする。

ただし、現在、新羽中区域(図中③部分)及び中川中区域(図中④及び⑤部分)については、平成22年4月の新中学1年生のみを対象とし、平成22年4月の中学2年生及び3年生については、それぞれ新羽中、中川中のままとする。

6 指定地区外就学について

次のケースについては、指定地区外就学について配慮願いたい。

- ・プロムナード仲町台(図中⑦部分)については、中原街道の東側にあり、折本小の通学区域のため、中学校については新設校となる。しかし、小学校については、指定校を折本小、受入校を茅ヶ崎小とする特別調整通学区域を設定しており、大半の児童が茅ヶ崎小に通学している。よって、小学校の同級生と同じ茅ヶ崎中に入学できるよう、新設校整備決定前に入学した平成19年度の小学1年生までは、時限的に(平成25年度中学1年生まで)、指定地区外就学制度により、茅ヶ崎中に入学できるよう配慮願いたい。(茅ヶ崎小を選択した児童のみ)

(丸数字部分については、1頁掲載の変更区域図参照)

【その他】

第三京浜道路西側の港北区部分にお住まいの方から、新設校の通学区域にしてほしいとの要望がありました。

この取扱いについては、今後、該当エリアの地域、PTAなどと、個別に教育委員会事務局の方で調整させていただきます。

2 校名の決定方法について

1 選定方法及び選定の流れ

公募方式

(1) 新校の通学区の保護者や住民から新学校名案を公募する



(2) 公募の結果を参考に、開校準備委員会で新学校名案を1つ選定し、教育委員会に提出する。(意見書)



(3) 教育委員会は、意見書をもとに新学校名案を選定し、市は横浜市立学校条例改正案を市議会に提案する。



(4) 市議会での議決により、新学校名が決定される。

委員会検討方式

(1) 開校準備委員会で議論し、新学校名案を1つ選定する。



(2) 開校準備委員会で選定した新学校名案を、教育委員会に提出する。(意見書)



(3) 教育委員会は、意見書をもとに新学校名案を選定し、市は横浜市立学校条例改正案を市議会に提案する。



(4) 市議会での議決により、新学校名が決定される。

2 新学校名選定の考え方

次のいずれかに該当するものは、選定しない。

- (1) 市内に学校名が既に存在・類似するもの
- (2) 学校名として長すぎるもの
- (3) 茅ヶ崎地区以外の地名等や他地区と誤解されやすいもの
- (4) 言いづらい、発音しづらいもの
- (5) 人名に多いもの

【委員会での意見】

★ 地名を使っている学校が多いと思うが、これはやはりその場所がわかりやすいからということなのか。それとも教育委員会として、やり方が決まっているのか。

→ 学校名の決め方については、特に一定の基準や要綱はありません。公立の学校ですので、地域に根ざすというところから地名が好ましいのかと思われませんが、市内には地名以外の学校もあります。中区の港中学校は町名は山下町ですし、磯子区の梅林小学校は杉田梅林からとっています。地名を採用するか否かは議論のなかで決めていただければと思います。(事務局)

★ 公募方式と委員会方式のどちらかに決めるということなのか。

→ どちらにするかを本日決めていただければと思います。ただ、通学区の検討は、学級数の推計など客観性に基づく検討ですが、学校名は主観の要素が強いので、幅広く意見を募って、委員会の中で決めていく公募方式の方が良いと思います。(事務局)

★ 例えば県立高校で、光陵高校、柏陽高校など良い名前がある。地名にこだわらないで、新しい名前を考えたいと思っている。そこで、多くの人たちから募って良い名前を決めたらよい。

選定方法については、「公募方式」を採用することとします。

新設校の通学区(指定校が新校となる地域)に募集のお知らせを配布・公募し、次回の委員会で検討します。

3 開校準備委員会に寄せられた主なご意見・ご要望について

★ 今回の報告を読み、プロムナード仲町台を特別のように除外していますが、仲町台五丁目はプロムナード仲町台以外にもあり、現在の茅ヶ崎中学校の方が近く、安全です。ぜひ、プロムナード仲町台の通学がよいのなら、仲町台五丁目全体として下さい。選択制でもいいので・・・。

→ プロムナード仲町台については、ニュースに記載のとおり、現在、プロムナード仲町台に茅ヶ崎小学校と折本小学校の特別調整通学区が設定されていますが、大半の児童が茅ヶ崎小学校に通学しており、同級生と中学校が異なってしまうことから、新設校整備決定前に茅ヶ崎小学校に入学した平成19年度の小学校1年生まで適用の時限措置(平成25年度まで)として、指定地区外就学許可制度による茅ヶ崎中学校への進学を認めるものです。その他の地域については折本小学校の通学区で、地域全体としての新設校への変更となり、プロムナード仲町台とは状況が異なるため、指定地区外就学許可や特別調整通学区の設定は考えておりません。

★ 仲町台3丁目の住人です。規模の適正化については仕方のないことと理解できます。新設校開校に際してはぜひ通学路の整備をお願いします。とくに、折本小から都筑インターにかけての道は大型車も通り混雑する道路なので、歩道の安全整備や別のルートの整備などをお願いいたします。

★ 準備委員会ニュース第2号拝見させていただきました。下記2ケースを対象に選択制にして欲しい旨要望し、難しいとのご回答ですが、再度ご意向を確認したく、メールさせていただきます。

1) 中学1、2年で新設校に移る生徒

新設校開校後は1年生のクラスが減りますので、2、3年は継続受け入れはできるはずですが、ご自身が茅ヶ崎中の1、2年になったつもりで考えてみてください。これまで培ってきた先生や友人との関係、部活動での実績など、生徒の意見も聞かず勝手に引き裂くようなことが、教育の現場であってもいいのでしょうか？言葉の定義は多少違いますが、教育委員会、準備委員会の大人達から受けた一種のパワーハラスメントと受け止める生徒もいるでしょう。中学1、2年ともなると自分の考えをもっている生徒も多くいると思います。子供達と保護者に決めてもらうのが最も最良なやり方だと思います。新設校への移行期はややいびつな学年生徒数構成になるのは仕方ないことです。先生、生徒、保護者が一丸となりいい中学校にしようという意思があれば、克服できる課題だと思います。

2) 通学時の安全を考慮し遠方より通学する生徒

そもそも生徒の安全と茅ヶ崎中の適正規模化のどちらが大事かを考える必要があると思います。委員会ニュースを読むと適正規模化と新設校の設立に重きを置き、安全対策はこれからまたはの次と考えられているようにも受け取れます。新設校の方が茅ヶ崎中に通うより2倍以上の時間を要する地区があります。通学時間の増加とともに、安全上のリスクも同様に2倍以上に増加すると考えられます。本委員会で通学安全要望をまとめるのとこととで一步前進かつリスクの軽減のために必要な措置と思いますが、どんなに万全の安全対策を行ってもこのご時世100%安全とは言いきれません。生徒の安全のためにはなるべく近隣の中学校に通わせたいと思うのが親心であって、そのためには中学校の適正規模化を多少犠牲にしても仕方ないのではと思います。何か起こってからでは遅すぎます。万が一新設校の通学路で生徒の身に何か起こった場合、安全上の理由から最寄りの茅ヶ崎中への通学を要望したにも関わらず、茅ヶ崎中学の生徒数を削減/新設校の生徒数確保のために無理矢理通学時間約倍以上の中学校に通わせた準備委員会及び教育委員会の責任を問う声も出てくるでしょう。本委員会での安全要望と、万が一何か起こった時の(遠方の中学に通わせた)市教育委員会の責任範囲をとりまとめてもらい、新設校に通う方がかなり遠方となる生徒と保護者に中学校を選択してもらうべきと考えています。

→ 教室数の面から、ご指摘のとおり平成22年度の中学校2年生、3年生を茅ヶ崎中学校のままですと、教室不足が解消されず、茅ヶ崎中第二方面校新設後もプレハブ校舎で対応することとなります。入学率等が上昇した場合には、さらなる教室不足となることも考えられるため、新設校学区の茅ヶ崎中学校の在校生については新設校とせざるをえません。新設校の整備目的が茅ヶ崎中学校の適正規模化、教育環境の改善にあることを、ご理解ください。

→ 指導面から、

(1) 中学校の3学年は、学年に応じた成長課題が設定されていますが、課題解決にあたっては1学年だけでなく、3学年が相互に影響しあう環境が必要です。

(2) 中学校1年生だけでは、先輩がいないため、生徒会活動や部活動が円滑に行えず、また、文化祭・体育祭の開催にも支障がある。

などの問題があります。

一方、茅ヶ崎中学校では、第二方面校の平成22年4月開校を前提として教育課程の編成並びに学校経営の方針を作成することになっています。第二方面校に編入する生徒に対しては、新しい学校を自分たちの手で作り上げる喜びを味わっていただくとともに、上級生としての責任感なども十分に指導することとしており、開校までの2年間を、学習面はもとより生徒指導や部活動においても計画的に指導し、新しい学校づくりの担い手として、期待しております。また、分離新設という特殊事情も配慮し、教員配置について留意してまいります。

→ 通学安全については、今後、開校準備委員会の中で、茅ヶ崎中、同校PTAが中心となり、通学区域内の実態調査などを実施しながら、検討してまいります。なお、通学路の安全については、学校、保護者、地域それぞれが、開校後継続して、安全確保につとめていくものです。開校準備委員会は、新校を設置するにあたって、通学区域、学校名、通学安全要望のとりまとめを検討するため、開校前に、学校、保護者、地域の皆様が組織するものであり、開校準備委員会に、個別の通学上の事件・事故について責任があるものではありません。

→ 通学時間・距離についてですが、横浜市では望ましい通学距離は、中学校では片道概ね3km以内としています。勝田小学校学区内のうち、一番遠い地点からでも、新設校まで約1.5kmで徒歩22分程度となっています。

(参考)横浜市の中学校の通学時間ですが、11分～20分が9%、21分～30分が41%、31分～40分が36%、41分以上が14%となっています。

★ 茅ヶ崎東1丁目に在住する者です。茅ヶ崎中学校第二方面校ニュース(第2号)を拝読しましてメールいたしました。茅ヶ崎東1丁目は港北ニュータウン・イオの住民が居住する地域です。率直に申しまして、茅ヶ崎東1丁目を新設校の学区に含めるのはいかがなものかと感じてメールいたしました。その理由は以下のとおりです。

茅ヶ崎中学校との地域的關係について

茅ヶ崎中学校は、横浜市の地域防災拠点として「港北ニュータウン・イオ」および「港北ファミリーハイツ」の2集合団地のみが使用を割り当てられており、また、茅ヶ崎中学校は地域医療拠点となっております。この事実を踏まえ、港北ニュータウン・イオの自治会および管理組合と港北ファミリーハイツの管理組合は、毎月、定期的に会合を行い、地域災害時の使用方法を打ち合わせマニュアル化すると共に、年に2回の共同の地域災害時の避難訓練等を共同に実施しております。居住地域の校区と、校区内の住民連携が損なわれるこの学区案への同意は非常に問題があると思われます。

ここに述べたことから、茅ヶ崎東1丁目が新設校の校区設定から外されることを望みます。

→ 茅ヶ崎東一丁目につきましては、新設校への特別調整通学区域を設定させていただきますが、指定校は、茅ヶ崎中学校のままです。

今回、下記のとおり委員の追加がありました。(敬称略)

勝田茅ヶ崎地区連合町内会 会長 清水 浩 (追加)
茅ヶ崎東町内会 会長 金子 孝雄 (追加)

【次回委員会日程】

平成19年7月13日(金) 午後2時から 勝田小学校で開催予定

横浜市教育委員会の基本方針、茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会の検討内容等は
ホームページでもご覧いただけます。



- ・基本方針など <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/gakku.html>
- ・茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会
<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/kadaikibo/index2.html>

茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会は、常に皆さまからのご意見をいただいております。
FAXかEメールにて、事務局までご連絡ください。

茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会事務局
横浜市教育委員会事務局 学校計画課

FAX:045-651-1417

Eメール: ky-tigasakidaini@city.yokohama.jp

TEL:045-671-3253

